

確 約 書

株式会社 DD ホールディングス（以下「甲」という。）及び株式会社エスエルディー（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第 422 条及び施行規則第 2 編第 4 章第 2 節第 2 款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する 2022 年 2 月 28 日割当予定の乙の A 種種類株式 1,000 株（以下「本件株式」という。）及び本件株式の転換により発行される普通株式に関し、以下のとおり確約する。

第 1 条 甲は、本件株式の割当を受ける日である 2022 年 2 月 28 日から 2 年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第 2 条 甲は、前条第 1 項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

- 2 前項の規定は、本件株式が株式の振替制度の対象とならない株式である場合には、これを適用しないものとする。

第 3 条 本件株式の転換により発行される普通株式に関し、その発行日から 2024 年 2 月 27 日までの期間においては前 2 条を適用する。

第 4 条 甲は、東証の定める上場規程第 422 条及び施行規則第 2 編第 4 章第 2 節第 2 款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第 5 条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

以 上

2022 年 2 月 28 日

甲 東京都港区芝四丁目 1 番 23 号

三田 NN ビル 18 階

株式会社 DD ホールディングス
代表取締役 松村厚久



乙 東京都港区芝四丁目 1 番 23 号

株式会社エスエルディー
代表取締役 有村譲

